

松山駅交通拠点機能強化検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「松山駅交通拠点機能強化検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、松山駅周辺整備に関する関係者間の連絡調整等を行う『松山駅まち会議』と連携を図りながら、松山駅の交通拠点機能強化に関する検討を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事項に関する検討を行う。

- (1) 松山駅の交通拠点機能強化に関する整備方針及び事業計画
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 検討会は、第2条の目的を達成するため、学識経験者、交通事業者、関係行政機関、関係団体をもって別表のとおり組織する。

- 2 委員の任期は事業計画の策定が完了するまでとする。
- 3 交通事業者及び関係団体、関係行政機関において、やむを得ない事情により検討会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 委員の追加・変更は、検討会の承認を得るものとする。

(検討会長)

第5条 検討会に検討会長を置き、検討会長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 検討会長に事故等があるときは、あらかじめ検討会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 検討会長は、必要があると認めたとき、検討会に構成員以外の者の出席を求め、その説明、意見を聞くことができる。

(検討会の運営)

第6条 検討会は、第3条の事項を検討するため、事務局が招集する。

2 検討会は、運営にあたり、必要な資料等を委員に求めることができる。

(検討会の公開)

第7条 検討会の審議は非公開とする。なお、公開の必要がある場合には検討会の承認をもって行なうものとする。

(検討会資料の公表)

第8条 検討会における資料については、検討会終了後、公表するものとする。

(規約の変更)

第9条 本規約の改正等は、出席委員の過半数の賛同をもって行うことができる。

(事務局)

第10条 検討会の運営に関わる事務を行うため事務局を置く。

2 事務局は、松山市都市整備部松山駅周辺整備課及び都市・交通計画課に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、検討会で定める。

付 則

(適用期日)

1 この規約は、令和4年5月17日から適用する。

付 則

(適用期日)

1 この改正は、令和4年9月26日から適用する。

別表

松山駅交通拠点機能強化検討会 委員名簿

所属・役職		氏名
学識経験者	東京大学大学院工学系研究科 教授	羽藤 英二
	愛媛大学社会共創学部 教授	松村 暢彦
	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 准教授	小野 悠
交通事業者	四国旅客鉄道（株） 代表取締役専務 総合企画本部長	四之宮 和幸
	愛媛県バス協会 理事	竹中 由紀夫
	松山市タクシー協会 会長	友石 晃由
関係団体	松山商工会議所 専務理事	福井 琴樹
	道後温泉誇れるまちづくり推進協議会 会長	宮崎 光彦
関係行政機関	国土交通省 四国地方整備局 建政部 都市調整官	戸田 崇
	国土交通省 四国地方整備局 道路部 道路調査官	小竹 良
	国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 所長	菊地 志郎
	国土交通省 四国運輸局 自動車交通部 旅客課長	村上 哲也
	愛媛県 道路都市局 局長	橋本 博史
	愛媛県 警察本部 交通部長	早瀬 直樹
	愛媛県 松山東警察署長	渡部 寿夫
	松山市 都市整備部 部長	白石 浩人
	松山市 都市整備部 開発・建築担当部長	石井 朋紀

事務局	松山市 都市整備部 松山駅周辺整備課
	松山市 都市整備部 都市・交通計画課